

令和4年 第4回

木古内町議会臨時会会議録

令和4年8月2日 開会

令和4年8月2日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和4年8月2日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算（第4号）	3
閉会の宣告	6
会議録署名議員の署名	7

令和4年8月2日（火）第1号

- 開会日時 令和4年8月2日（火曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和4年8月2日（火曜日）午前10時15分
-

・出席議員（9名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男	
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧	
3番	東出洋一	副議長	9番	竹田努
4番	吉田裕幸	議長	10番	又地信也
5番	安齋彰			

・欠席議員（1名）

8番 廣瀬雅一

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	野村広章
総務課長	幅崎英樹
会計管理者	福井弘生
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和4年 第4回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和4年8月2日（火）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 1 号	令和4年度木古内町一般会計補正予算（第4号）

令和4年第4回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和4年度木古内町一般会計補正予算 (第4号)	4.8.2	原案可決

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりました。ただいまから、令和4年第4回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

8番 廣瀬雅一君から欠席の届け出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

9番 竹田 努君、1番 平野武志君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。

ただいま上程となりました、議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第4号)

につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,860万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億1,695万1,000円とするものです。

それでは、歳出から説明をいたします。

議案の7ページと資料番号1の2ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、10節 需用費 10万8,000円の追加は、感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症に対する不安や外出を自粛されていることなどのストレスを緩和するために、花を配布する事業です。

声かけ訪問世帯の270世帯を対象とし、9月の月上旬にカーネーションの配布を予定しております。

次に、議案の8ページと資料番号1の3ページをお開きください。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、18節 負担金補助及び交付金 2,850万円の追加は、新型コロナウイルス感染症拡大と原材料等の価格高騰に伴い、幅広い事業者に影響が及んでいることから、影響を少しでも緩和し、事業を継続してもらうため、町内事業者に助成金を支給するものです。

対象は、令和4年7月20日現在で町内に事業所を有する中小企業者、及び一次産業者です。

助成額は一次業者あたり10万円で、285件を見込んでおり、受付期間は10月までとしております。

次に、歳入の説明をいたします。

議案の6ページと資料番号1の1ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 2,288万円の追加は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う国からの交付金です。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 572万8,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回のこの補正については、一定の理解はできます。

ただ、事業継続の応援助成これの法人の個人の商店も一律っていう考えについては、どうなのかなっていうのが一つです。もっとやはりメリハリがあってもいいのかなと思っています。特に趣旨・目的にあるように、原材料等の価格高騰によって幅広い事業者が影響が大きいんだっていうことを触れていますから、当然一次産業に関わる部分については、通常の事業者よりもっと金額が10万じゃなくて20万とか30万でもいいのかなっていう思いです。

それと、個人の商店については、いま先の議会の中でもエール商品券、まず全世帯っていうか個々に1万円のエール商品券がこれが8月いっぱいでもいい消化っていうか消費されるわけだ、1か月か2か月で、4,000万円の原資が各かかえる事業所には恩恵があるっていうこういう部分を踏まえれば、もっと本当にどういう状態で厳しいのかっていう実態調査をした

上で、このような制度化するっていうのであればいいんだけども、なんかやはりアバウトに一律に10万。規模関係なく10万だよっていうこの10万に至った経過も含めて、どうだったのかなっていうのをちょっと確認したいなと思います。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(中山 啓君) まず、町の影響額についてですが、様々な業種の影響額について、いろいろなパターンもあり、やはり調べるのがちょっと難しい状況ではございましたが、北海道で実施しました企業経営者意識調査においては、原油・原材料価格高騰の影響があると回答した割合が9割以上という高い水準であったということと、あと木古内商工会、また木古内建設業協会、一次産業者にもお話をお聞きしたところでございますが、特に燃料の高騰が経費率を上げているということで、細かいいろいろなパターンにおいて、どのような影響額があるかまでは調べ切れていないのが現状でございます。

それで、北海道においても7月27日から助成金制度をスタートしております、これについては要件はございますが、法人が10万円、個人が5万円ということで、差がついております。その中で我々も差をつけて、いろんな業種によって差をつけてということも考えたところでございますが、法人や個人のほかにも事業規模や事業形態など様々なパターンがありまして、そこを分けることはちょっと困難であると思ったことから、この一律で10万円とさせていただきます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 概ね、北海道の方針っていうか指針にしたがっての進め。ただ、やはりこの趣旨なり目的のところやはり燃料等の高騰、これがネックだということを明記しているわけだ。そうすれば例えば商工会、あるいは農・漁業協同組合等とおしても件数からすればそんなに多い件数でないわけだから、実態把握っていうのを私はできるんじゃないのかなと思ってるんですよ。ですから、最終的に差をつけないで一律にしたっていう部分は、どうもやはりしっくりしないんですよ。やはり本当に厳しい影響があるところには、倍の交付金を支給するだとか、これは誰もが納得すると思うんですよ。ただやはり、そういうふうにしなかったっていうのはちょっと残念な気がします。

それとやはりコロナの感染者が増えてきている、やはり経済支援も大切だけれども町長、やはり感染症対策についてもこの交付金を有効に使って、抜本的に木古内にできるのはなにかっていうこともこれからやはり模索してもらいたいなと思います。

○議長(又地信也君) 答弁は必要ですか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 必要ない。

○議長(又地信也君) 副町長なり提案者は副町長だし、もし副町長のほうからなにか答弁あれば。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) いま竹田議員から様々なご意見をいただきました。

当然ながら感染対策をこれからも進めていきますし、ただ現状、まだまだどうなるのかという部分は見えませんので、あくまでも今回提案させていただいた事業者支援、これをまずは早急に事業のほうを実施させていただいた中で、今後の感染状況を踏まえて改めてやらなきゃならないことは、これまでも何度も申し上げておりますが、しっかりと対策事業を実施

してまいりますので、ご理解ください。以上です。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) もう1点だけ確認だけします。

この経済対策必要な事業だと思うんですけども、燃料の高騰等も含めて、経済が復旧しなければ再度このような支援策をとるっていうことで、いいのかどうなのかっていう。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) お答えいたします。

当然ながら経済、それから感染状況、それらを踏まえた中で必要なこと、必要な措置を講じてまいります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和4年度木古内町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第4回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午前10時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年8月2日

木古内町議会議長 又地信也

署名議員 竹田 努

署名議員 平野武志